

等に意見を求め、その点についての運用をはっきりさせたいと思
います。

一議長（石川信義君）

ほかにありませんか。

（異議なしと呼称者あり）

一議長（石川信義君）

これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。議案第五十三号は原案とあり決するに、異
議ありませんか。

（異議なしと呼称者あり）

一議長（石川信義君）

異議なしと認めます。よろしく議案第五十五
号は原案とあり可決いたしました。

一議長（石川信義君）

日程第九福生町税賦課徴収条例の一部を改正
する条例について議案第五十三号と議題に伏します。局長として
議案の朗読をいたします。

福生町議会

議事録

（所用議案事務局長朗読）省略

（説）

一議長（石川信義君）

理事者から提案理由の説明を求めます。

一助役（篠崎俊夫君）

議案第五十三号「福生町税賦課徴収条例の一部改

正について」の説明申し上げます。本町は地方税の改正に即応いた
して昭和三十七年度分から実施をいたします。事項をとりまと
めまして、条例改正案として提出した次第でございます。その
改正の要点は五項目にわたるものでございます。これを逐条的に
ご説明申し上げます。最初の第三十条の改正は、これは実態的
な条例改正でございます。ただ町民税を課する外国法人につ
いては、その事業が行なわれる時は、支店、営業所、出張所等の
場所をもって町民税を課する事務所、又は営業所とする旨を明し
かにしたものとすものや、福生町としては今のところ暫くは
ないものとさせていただきます。次の第三十一条の改正は、今回の改正の

第五改正をいふ。第三十条第一項第三号中十五万円を十八万円に改めろといふのは、これは町民税を課する場合、傷害者、未成年者、老齢者及びか婦にすする非課税の限度は現行条例では所得額十五万円をうとるおろのうとをいふが、これを昭和二十七年分の町民税から十八万円に引き上げようとするものである。次の第三十二条の改正は、これは実態的な改正ではあるが、この第三十二条の七の關係が今回の改正の第二改正でござります。これは町民税の税額控除に關する規定でござります。新しく三項を足したとして、株式、投資信託等の配当所得に對しても原則として昭和二十七年分百分の四、三年度百分の三の税額控除を行つてするものでござります。次の第四十条の改正は、これも今回改正の第三改正でござります。法人等町民税の申告納付に關する規定でござります。ここに新たに一項追加

いたして、福生町としては關係がないでござります。日本の法人が外国で、その外国の法人税等を課する場合には該の定めるところによつて、その法人税を納めた分だけ控除する額も申告納付する町民税の法人税割から控除する。この規定でござります。この条項は原則におきまして、四月一日のさくする事業年度分から適用しようとするものでござります。次の四十五条と四十六条の關係は極めて事務的な改正でござります。次の第八十条以下の改正が今回の改正の第四の要点となつておるわけをいふ。第八十条、八十一条、八十二条は、これはタバコ消費税に關する改正でござります。一口に申しますと、タバコ消費税は本年の四月一日から従来の重量課税から数量課税に改められ、又税率も従来の百分の十二から百分の十二・五に引き上げます。とすると、その納期限も、地方税法の改正に即ち

いたしまして、翌月の二十五日までとなつておりましたのを、翌月の
末日に改めようとするものゝごとしです。タバコ消費税の課税
標準は、具体的に申し上げますと、専売公社の小売人に対して
売渡す製造価格の数量に全国平均小売価格に乘じた額に
改めたいわけでございますが、ご参考までに福生町における
タバコの売上高を申し上げますと、年間的に四千六百円、一日平均的
に十円といふことになつております。なお福生町におけるタバ
コ一本に當る平均小売価格は二月三十三銭でございますが、全国
平均の一本當りの小売価格はそれより若干高く、二月六十三銭を
いふので、この差額だけ従来の重量課税よりも、今回の
数量課税の方が若干プラスになつたといふことをいふのでござ
います。最後の第八と条の改正は今回の条例改正の第五の要点でござ
います。タバコ消費税の税率が百分之三引き上げられたことに、

電気が又税の税率が従来の百分の十から百分の九に、百分之三下げら
れた、附則において、本年五月一日以降からこれを適用するといふことを
うたつておろすのでございます。附則は以上申し上げました改正事項の
適用事項を規定したものでござりますが、それについていたしまして
も、本条例改正に対してしても先ほどの防火条例と同じように地
方税収の改正にとりなう当然の措置でございます。又税収の面
におきましてタバコ消費税が百分之三引き上げられたかわりに電気が又
税が百分之三下げられたといふこととをいふのでございまして、財政上では大体とん
とんになつたといふこととをいふのでございます。よろしく慎重に審議いただ
きましてご可決あらんことをお願いいたします。

一、議長（石川信義君）

（いより復讐を行います。）

（異議なしと呼称あり）

一、議長（石川信義君）

（いふて復讐を結了いたします。）

おはかりいたします。議案第五号は、原案とあり決するに、異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一 議長（石川信義君） 異議なしと決ります。さうく議案第五号は、原案とあり可決いたしました。

一 議長（石川信義君） 日程第十町道路線の決定について議案第五号四号と議題に供します。局長として議案の朗読をいたさせます。
（町田議事事務局長朗読）省略

一 議長（石川信義君） 理事者から提案理の説明を求めます。

一 土木課長（猪俣清吉君） 議案第五号四号について説明いたします。これは本年秋ごろの方へ補助道五号線を舗装工事をして、その時へ、高線の踏切を約二米五センチほど低くするに、この道路の利用価値がないといふので、鐵道管理局に申し入れをいたした

吉野橋入

が、鐵道側では、その踏切りは小さいものであり、是非内鎖して、いかに、さうかわり私どもの方で、完全な踏切りを造る——といふことで、建設委員会の皆さん方にもおはかりいたして、いかに、検討していただくわけでございますか、やむをえないのことは、さうである、さうかわり他に完全なものを造るというところ、ことに決定したわけでございます。さうな、その踏切りを廃止したために道路が役にたかないといふところ、その四角にもあります。お、六百六十六号、六百六十七号、六百六十八号の三本を新しく町道として認定し、防犯道路におさめよう、にしよう、ということ、を本案をご提案申し上げた次第でございます。よろしくお願ひいたします。

一 議長（石川信義君）

二 異議なしと決ります。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一議長(石川信義君)

二へんて復疑と終結いたします。

おはかりいたします。議案第五十四号は原案どおり決するに、異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

一議長(石川信義君)

「異議なし」と決めます。よつて議案第五十四号

は原案どおり可決いたしました。

一議長(石川信義君)

日種第十一羽村・福生衛生組合設立について議案第五十五号も議題に供します。首長として議案の朗読をいただきます。

(羽田議会事務局長朗読) 省略

一議長(石川信義君)

理事者から提案理由の説明を求めます。

一助役(藤崎俊夫君)

議案第五十五号「羽村・福生衛生組合設立について」の説明を申しあげます。羽村・福生両町の共同によりし尿処理場の建設問題につきましては、瀬古町長から機会あるごとに報告申しあ

げておるところでございますが、この度国の補助も本年度三百万円と

決定したようござりますので、この機会にし尿処理場の建設、及び

運営に關する事務を羽村・福生両町で共同処理するため、一部

事務組合を設けすべく、週目正副議長、三常任委員長三人にもご

出席をいただき、両町協議の上で提案申しあげた次第でございます。

まず第一条は組合の目的でし尿処理場の建設と、運営の二つ

であること。第二条では組合の名称は羽村・福生衛生組合ということ。

第三条では、この組合を組織する時は羽村町と福生町であること。

次の第四条では、組合事務所の位置はし尿処理場の建設地が羽村町

である関係から、羽村町役場内に置かうといつてござります。

第二章は組合議会に關する規定でござりまして、第五条組合議会

の組織は議員十名とし、羽村・福生から各組合議員と五名づつ

送去すること。第六条では、議員の選挙方法は羽村・福生両町の議

会においゝ、その議員の中から選挙すること、第七条で議員の任期
第八条で組合議会の中に議長及び副議長を置くことと定めおろ
わけをうごせしめます。同日の羽村、福生両町の協議の際、一番問題とな
りましたのは第五条の組合議会議員の定数の問題でございまして、福
生町からは十二名という線を出してございまして、羽村町では
六名ずつでは困る、どうしても五名の適当だから是非同意してく
れ、羽村町としては正副議長、三常任委員長が適当であり、五名
以上だと問題が残るから是非同意してほしいということとで、その
協議会におきましては、正副議長、三常任委員長の線で十名とい
うことが申合せをございまして、次の第三章は組合の
執行機関に関する規定でございまして、第九条で執行機関の組織
は管理者、副管理者、収入役、監査委員二名がその骨格である
こと、第十条で執行機関の選任及び任期を定の、管理者、副管

理者は組合議会において組合町の長の任期とし、組合町の長の中
から選任する。収入役は、管理者の属する町の収入役をもつてあ
ること、又監査委員は議員の名学識経験者二名の二名を管理
者の組合議会の同意を得て選任することと定の、第十一条で、組合
に職員を置きますとして、管理者が任免することと定めおろわけを
うごせしめます。第四章は組合の経費に関する規定でございまして、
第十二条で経費の支弁で、その組合の経費は事業収入、補助金、組
合町の分賦金及びその他の収入をもつてあること、分賦金は組
合議会の議決により、毎年度これを定める、等も規定してござい
まして、附則におきまして、この規約は東京都知事の許可
があった日から執行するものと定めおろ次第でございまして、
以上簡單でございましての説明を終らせていただきます。よろし
くご審議のほどお願ひ申し上げます。

一議長へ所信義を述べ

二いさり復疑をを行います

一三番西村光人君

長い間の懸案でありました。永如理場の建設とい

ふというよりは、大変けこうなことを、又三つでくらはいう

らう問題があったと思ふ。最後の瑞穂町の動きはどのよう

か、この組合に入る春先があるかどうかお聞きしたいと思ふ。

一町長へ所信義を述べ

たゞ西村議員から適切なご質問があったわ

け、ご答へします。二おまへにもお聞きしたく、永如理場建設に

しての進行状況をご報告申し上げてきたわけが、ご答へします。どう

しても建設したいという始の構想が遺憾ながら、せめて成立した

とした。部事務組合も解散いたしました。自來田町方式、崎玉泉の武

蔵町はお願ひいたしました。当時、幸いにして順調なことは、用

地もなるとかなりやうな状態にあったのです。遺憾ながら地元民

の反対によりまして、この田町方式も、暗礁にのりあつてしまつたわけ

五月十九日

福生町議会

ご答へします。そこでかなり苦勞はいたしました。幸いにして、羽村

町に適當な用地の買収がございまして、ここに決定をきたわけが、

ご答へします。たゞ、ご指摘のありまして、瑞穂町にすする問題が、

ございまして、この問題に對しましては、羽村、福生、瑞穂の三町によつ

て永年の懸案であつた。この大きな問題を解決すべく努力を重ね

てきたわけが、ご答へします。しかしながら、極めて若干の人員

が決定いたしました用地の周辺に反対の声が出たわけが、ご答へ

します。しかし、この永如理場の用地であり、ここにいつても若干の反対

も覚悟はしてございまして、地元であり、瑞穂町といふところでも

町長はじめ、議長さん、何人としても、一語にやつても、うんたとい

ふ強いご意見をもち、おらうわけが、ご答へします。しかしながら、

不幸にして、若干の反対の声が出たというところ、どうも、

した人達の理解を求めたいというところから、瑞穂町の議

きやう正

会として今申しあげました過程において、いささか足す所が揃わ
なかつたというところでござります。しかしながら四月三十日に私と
羽村の町長が都庁及び厚生省に、この促進方の陳情に行つた時
にも瑞穂町の原島町長、中川議長も一緒におとすからとい
う話がありまして、二十九日の早朝に原島町長にお会いし、一緒
に都庁及び厚生省に行つてもう一つ話に参加したわけをござい
ます。と同時に今申しあげましたような状況で、なんとか反
して人達に理解を深めようから行きたい、もちろんおいてか
いては困る人だから是非仲間には入れてもらいたい、これは非
常にあつたらしいが、今暫く時間を貸してくれ、……という
ことで、私の方でもそれをよしとし、その時は行動が一緒にござい
たわけをござります。しかし終止^始町長や議長もさういふ方針
気持にはわかりがなく、又私も都庁計費事業等からみしても

羽村、福生、瑞穂は切々切ない関係にあり、当然私も建設
すべし床処理場にいたして、現在のところはさうした経路
をきいており、仲間に入らざるにはかわらないわけをござい
ます。さういふことで瑞穂の町長も今しばらく時間を貸してほ
しいという強い要望がござります。従つて私も羽村
の町長とも、その間は入らざるはならないというこ
とで一致してござります。都市計画を推進させるためにも三町は
相提携していかねばならないと常に考えてござります。又
さういふ方針をおるわけをござります。以上よろしくご承を
いたしたいと思います。

一三番西村光人君

ただその説明が大体わかりましたか、将来は
瑞穂町に入る人という空気が羽村町も強いと解釈してさう
しいのかもしれない。

一、町長(瀬吉清蔵君)

羽村の町長、議長はじの議員さん方も、たゞいす申しあげられたい方方には全然のわりありません、同じ方の方で参つておる方とはより申しあげておきます。

一、二番(渡辺三郎君)

この問題は、この市町村においても大きな問題でございまして、幸いにして理事者のご努力によつて先の見通しは明るくつくという事は非常によいことであると思ひます。か、当地は都市計画の中に瑞穂町が入つておることもありますので、是瑞穂町は瑞穂町も合点として都市計画としても十分並びたいやうに最大のご努力をお願いしたいと思います。

一、三番(西村光人君)

この問題は、厚生省の許可を受けなければ、羽村、福生だけじゃなくて、あるいは瑞穂町に入れて許可を受けたいのとあります。

一、町長(瀬吉清蔵君)

たゞ、西村議員の方のご指摘でございませぬ。



わいの気持といたしまして、たゞ、申しあげたいやうに、人とか、市議を揃えないという事で、かなり努力をしてきたわけであつたので、現段階として、羽村、福生の二町が都市計画として、局長は、ほとんどの方が強く瑞穂町を除外するといふのは困る、是様一踏ん張りという強い要望を受けたい。又、厚生省でも同じ意見でございまして、当然、仲間入りを申入れを受けた場合、これを拒否する気持はございせんか、都や厚生省も、是瑞穂町を入らうといふこととあり、わいの、さうだ、早い期間に瑞穂町を加へさるべく努力を重ねるつもりでございまして、火急火急に、さういふことと思ひます。

一、議長(石川信義君)

ほかにありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長石川信義君　　二いにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。議案第五十五号は原案どおり決するに
ご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一議長石川信義君　　ご異議なしと認めます。よって議案第五十五
号は原案どおり可決いたしました。

一議長石川信義君　　是等十六羽村衛生衛生組合議会議員の選挙につ
いて議題に供します。局長をして朗読をいさせます。

（町議会事務局長朗読）省略

一議長石川信義君　　二いより羽村衛生衛生組合議会議員の選挙を行
います。

おはかりいたします。選挙の方は地方自治法第百十八条第十二項
の規定により指名選挙にしたいと思ひますか二いにご異議ありません

せんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一議長石川信義君　　ご異議なしと認めさよう決定いたしました。
次に指名の方はいかいたしようか。

一三番中西虎蔵君　　非常に重要な問題だと思ひますので議長
に一任し、一日早く完成したすようお願いします。

一議長石川信義君　　ただいま中西議員より議長一任という発言があ
りましたか二いにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一議長石川信義君　　ご異議なしと認めさよう決定いたしました。
二いより指名いたします。

一議長石川信義君　　大塚利議員、山下幸三議員、吉田清議員、
石川信義議員以上五名の方にお願いいたします。